

高知大学医学部規則

平成16年4月1日
規則第206号

最終改正 令和6年2月26日規則第52号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 高知大学医学部（以下「本学部」という。）に関する事項は、高知大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、この規則に定めるところによる。

(目的)

第1条の2 本学部は、人間性豊かであり、地域医療に貢献する強い意志、多様な社会の要請に応えうる高い倫理観、使命感及び思考の柔軟性を有する医療人を育成することを目的とする。

第2章 学科

(学科及び学科の目的)

第2条 本学部は、次の学科を置き、各学科の目的については、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 医学科

高い倫理観を持ち、人間性豊かで、高度の知識・技能を身に付けた臨床医及び医学研究者を育成する。

(2) 看護学科

看護学コース及び公衆衛生看護学コースを置き、地域に暮らす人々の健康状態と生活・環境との関係を理解し、個人の主体性や価値観を尊重する看護実践者及び看護学研究者を育成する。

第3章 入学

(入学志願手続)

第3条 入学志願者は、所定の期日までに、本学所定の願書を提出しなければならない。

(選考方法)

第4条 入学者の選考方法は、教授会で定める。

(決定)

第5条 入学者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第3章の2 コースへの所属

第5条の2 看護学科の学生は、3年次よりいずれかのコースに所属する。

- 2 学生のコースへの所属は、教授会の議を経て決定する。
- 3 学生のコースへの所属に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 授 業

(授業科目)

第6条 授業科目は、大学での学びかた科目、国際コミュニケーション科目、数理・データサイエンス・AI科目、生きる力を育む科目及び視野を広げる科目並びに専門科目とする。

(履修方法)

第7条 授業科目及びその単位数並びに履修方法については、別に定める。

(他学部科目の履修)

第8条 学生は、他学部開設の授業科目を履修することができる。

(授業時間割)

第9条 授業科目の題目及び授業時間割は、毎学年（科目によっては毎学期）授業開始前に発表する。

(履修届)

第10条 学生は、毎学年（科目によっては毎学期）初めに、履修しようとする科目を定め、履修登録をするとともに履修届を提出しなければならない。

- 2 設備その他の都合により、科目の履修人員を制限することがある。

第5章 単位修得及び進級の認定

(単位修得の認定)

第11条 授業科目の単位修得の認定は、試験又はこれに代わるべき方法、平常成績、出席状況等によって、授業担当者が行い、単位を与えて証明する。

- 2 科目試験は、学期又は学年の終わりにおいて行うほか、随時行うことがある。
- 3 単位数の計算基準は、別に定めるところによる。

(出席日数)

第12条 学生は、原則として当該授業科目の授業の3分の2以上出席しなければ、単位認定を受けることはできない。

(成績評価)

第13条 成績は、秀、優、良、可、不可の評語で表し、可以上を合格とする。

(進級認定)

第14条 年次ごとの進級の認定は、当該年次における授業科目の履修状況の審査により行う。

2 前項の審査の時期、対象授業科目、方法等については、別に定める。

第6章 卒業及び学位の授与

(卒業要件)

第15条 医学科を卒業するためには、学則第28条に規定する修業年限（学則第33条の2に定める第2年次編入学の場合は5年とする。）を満たし、高知大学医学部医学科授業科目履修規則（以下「履修規則」という。）に定める必要科目の単位を修得し、かつ、臨床実習後OSCE及び卒業試験に合格したうえで、別に定める卒業時の達成指針の達成について医学部教授会の認定を受けなければならない。

2 看護学科を卒業するためには、学則第28条に規定する修業年限（学則第33条第2項に定める第3年次編入学の場合は2年とする。）を満たし、高知大学医学部看護学科授業科目履修規則に定める必要科目の単位を修得しなければならない。

3 第1項の臨床実習後OSCE及び卒業試験の時期、方法等については、別に定める。

(決定)

第16条 卒業者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第17条 学位の授与は、高知大学学位規則の定めるところによる。

第7章 転入学、転学部、転学科、編入学等

(転入学、本学部への転学部)

第18条 学長は、他大学又は本学他学部の学生で、本学部へ転入学又は転学部を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

2 転入学又は転学部の時期は、学年の初め1回とする。

(転学科)

第19条 学部において、他学科へ転じようとする場合には、前条に準ずる。

(転コース)

第19条の2 看護学科の学生で、公衆衛生看護学コースから看護学コースへ転ずることを志望する学生があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

(転学、他学部への転学部)

第19条の3 学長は、本学部の学生で、他大学又は他学部に転ずることを志望する者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

(編入学)

第20条 学長は、本学部に編入学を志望する者があるときは、教授会の議を経て、許可することがある。

2 編入学の時期は、学年の初め1回とする。

3 学則第33条の2に規定する第2年次編入学の場合の在学期間は、第2年次において2年、第3年次及び第4年次において4年、第5年次及び第6年次において4年の各々の期間を超えることはできない。ただし、特別の理由がある場合は、第2年次から第6年次まで通算して10年を超えない範囲で期間の延長を認めることがある。

4 学則第33条第2項に定める第3年次編入学の場合の在学期間は、4年を超えることはできない。

第8章 研究生・科目等履修生

(入学)

第21条 学長は、本学部の研究生・科目等履修生として入学を願い出る者があるときは、教授会の議を経て許可することがある。

2 研究生・科目等履修生の取扱いその他については、別に定める。

第9章 関連教育病院

(関連教育病院)

第22条 本学部において、履修規則別表1に掲げる専門科目中「臨床実習Ⅰ」及び「臨床実習Ⅱ」の一部を学生に履修させるため、関連教育病院を定めることがある。

2 関連教育病院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年9月30日に国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成15年法律第117号)第2条の規定による廃止前の国立学校設置法の一部を改正する法律(平成15年法律第29号)附則第2項の規定により存続することとされていた高知医科大学に学部の卒業を目的として在学し、引き続きこの規則の施行日に在学する学生の教育課程の履修については、なお従前の例による。

3 編入学等によって前項に規定する学生と同じ学年に入学等を許可された者に係る教育課程の履修については、当該者と同じ学年の者に係る前項の例により取り扱うものとする。

附 則（平成17年3月15日規則第488号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日規則第105号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月24日規則第57号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、平成21年度以前の第3年次編入学生については、改正後のこの規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年9月27日規則第34号）

この規則は、平成22年9月27日から施行する。

附 則（平成27年2月24日規則第100号）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 改正後の規則の規定にかかわらず、第13条の適用について、平成26年度以前の入学生は、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月28日規則第31号）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

2 改正後の規則の規定にかかわらず、第6条の適用について、平成27年度以前の入学生は、なお従前の例による。

3 編入学等によって前項に規定する学生と同じ学年に入学等を許可された者に係る教育課程の履修については、当該者と同じ学年の者に係る前項の例により取り扱うものとする。

附 則（平成30年1月22日規則第41号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。ただし、平成29年度以前の入学生については、改正後の規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 編入学等によって前項ただし書きに規定する学生と同じ学年に入学等を許可された者については、当該者と同じ学年の者に係る前項の例により取り扱うものとする。

附 則（令和3年7月26日規則第14号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、令和3年度以前の入学生及び

編入学等によって令和3年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（令和6年2月26日規則第52号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、令和5年度以前の入学生及び編入学等によって令和5年度以前の入学生と同じ学年に入学等を許可された者については、この規則による改正後の高知大学医学部規則の規定にかかわらず、第15条に係る改正を除き、なお従前の例による。